

# 「入管難民法」改正

## 日本の転換点に 自分の問題として

人手不足に対応するため外国人労働者の受入れを拡大する「入管難民法」（出入国管理及び難民認定法）が昨年12月に改正され、4月から施行されます。受入れは介護や農業など14の業種が検討され、人数は5年間で最大およそ34万5千人と見込まれています。

### 様々な問題

今回、新制度の根幹となる「技能実習制度」の下で働く外国人労働者の労働環境、とりわけ、最低賃金以下での長時間労働や残業代の未払い、人権侵害の問題が報じられました。もちろん適正に実習生を受け入れる企業もありますが、受入れ企業の7割以上が法令違反と確認され、抜本的な制度の改善が求められています。

さらに、外国人労働者の働き方と合わせ、生活や教育環境の整備も課題です。具体的には、日本語教育の充実、医療の体制整備、子どもの教育など、家族を含め外国人労働者を円滑に受入れ、地域で共生するための対応が求められています。

### より暮らしやすい地域に

今後、外国人労働者の受入れ拡大に伴い、私たちは文化や言葉の違いを超えて、同じ地域でともに暮らしていく準備と覚悟が求められています。

外国人労働者が地域に溶け込み、疎外感を感じることなく地域の一員として共生できれば、地域は多様性を増し、心豊かな地域になることが期待できます。

人との違いを認め、心豊かに暮らせる地域は、外国人だけでなく、私たちにとっても暮らしやすい地域です。そう考えると、この問題は外国人だけの問題ではない気がします。